

氏名(本籍)	^{まつ} 松 ^{ばら} 原 ^{さとる} 聡 (東京都)
学位の種類	博士(経済学)
学位記番号	博乙第1,235号
学位授与年月日	平成8年12月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	社会科学研究科
学位論文題目	民営化と規制緩和 —転換期の公共政策—
主査	筑波大学教授 経済学博士 小林 彌 六
副査	筑波大学教授 経済学博士 酒井 泰 弘
副査	筑波大学教授 小畑 二 郎

論 文 の 内 容 の 要 旨

この研究は、公企業のあり方を国際的に調査、研究して、公企業の定義を明確化し、さらに公企業に対する民営化、規制緩和といった最近の政策の実情を明らかにし、かつその意義を明らかにしたものである。

80年代以前の主要な先進国の経済政策は政府が積極的に経済に介入して経済の円滑な運動を支え、あわせて福祉国家の実現を目指すものだった。80年代以降、財政赤字や低成長や環境問題などの顕在化によりこれが見直しを迫られ、民間経済の活性化を図り、財政再建に力を入れるなど「小さな政府」を目指す方向に世界諸国で軌道修正が行われた。この気運は市場原理をより重視する新自由主義の台頭ともつながり、ケインズ主義と新自由主義ないしは社会民主主義等との関係の調整が迫られることにもなった。

民間経済の活性化を目指す諸国に共通する政策の一つが民営化と規制緩和である。これらは80年代以降、90年代の世界諸国の経済政策の柱となった。

とはいえ、民営化と規制緩和の研究は在来あまり立ち入っては行われなかった。少なくとも学問的にはそう見てよい。そこで本書に示される研究においては、このテーマをめぐる諸事実の実証的な探求と理論的な整備があわせて行われている。我国の複雑極まりないとさえいえる各種の公企業の実態と全容を捉える作業をしており、とかく見えにくい、さまざまな機関の実態の洗い出しに努めている。結果的には81の機関を日本の中央政府の公企業であるとしている。在来の学説では、公企業とは公共性と企業性を併せ持つ、さらに公的所有が挙げられる(地方自治体の場合は、自治体の出資)。しかし、これでは抜け落ちるものが多く、より適切には公企業の定義は「政府および政府設立の機関」で独立採算を指向するとすべきものであり、その趣旨に基づいて公企業の再分類を行っている。

さらに公企業は国営事業、公団事業、特殊会社等の類型に分類される。公企業は政府から事業規制を受けるとともに人事規制を受けるところが目される。例えば日本電信電話株式会社は、その根拠法である「日本電信電話株式会社法」の9条で、取締役の選任と解任が主管庁である郵政省の許可事項になっている。これが公企業たる所以である。

規制緩和とは上記の規制が緩やかになることを示し、民営化とは公企業への規制が緩やかになるような経営形態に移行するのをさすとしている。政府による人事規制をはなれて民間企業になることを、完全民営化とする。

本書は諸国の民営化の遂行の実態につき実証的研究を行っている。我国については、1980年の臨時行政調査会、さらに三度にわたり行政改革推進審議会が設置された。この経緯を整理している。特に三公社民営化の実状を個

別に研究しており、専売公社においては経営の多角化、電電公社においては経営形態の民営化とともに、民間企業の導入が行われた。国鉄民営化については、旅客部門と貨物部門の分離、旅客会社の六会社への分割、債務棚上げJR七社が民営化後経常黒字を記録した点を高く評価する（それ以降は同氏の『特殊法人改革』が扱っている）三公社の民営化以後我国の民営化にはさしたる成果が見られなかった。第三次行革審では公企業全般ではなく特殊法人改革の答申が出された。1995年3月村山内閣によって特殊法人改革案がまとめられた。それは特殊法人の統廃合をするものだが、大半は単なる統合にすぎない。（同氏は又、改革の対象にならなかった郵政事業の研究もしている。『現代の郵政事業』）

ヨーロッパではフランス、ドイツ、イギリスをとりあげ、日本と同じく公企業の民営化が行われたことを明らかにした。さらに、オランダの郵便貯金の民営化は直接現地調査したが、民営化後、一般銀行と合併もし、営業成績が好転したことが判明した。ニュージーランドの郵便貯蓄の現地調査も行った。これは政府の目的にもやや問題があり、結果として郵政事業サービスの低下や雇用の減少をもたらしたことがわかる。

公企業の民営化や規制緩和で判断基準となるのは、その分野での競争のあり方である。政府独占から競争が導入された日本の通信事業のケースではこれは、政府によって管理された競争であるといえる。それでも競争の効果は著しい。さらに政府の規制を受けたり公企業によって営まれたりしている主な産業について、何等かの形で競争が成立する部門が大部分であることを確認できるとする。

I. 公共企業の理論的実証的検討を通して、現代の経済社会変動の結果、市場の失敗の部分は減少し、経済・社会の自立性が高まってきた、その結果、ミクロ・レベルでは、公企業の存在意義は大きく後退したことを明らかにした。

II. マクロ的に見たときに、民営化政策は、日本のNTTの株式売却でおよそ10兆円が政府の臨時収入になった。さらに、国鉄民営化で、鉄道事業への財政支出が減少したことなどから、財政面では、大きな効果をもたらしたことを明らかにした。

したがって、公企業の民営化や規制緩和は可能であり、マクロ的に見ても経済や財政にたいしてよい効果がある。

III. 高齢化の進行やその他の問題も多くあり、マクロ政策の課題は山積しており、こうした問題のすべてに、民営化政策や規制緩和が直接対応できるものではない。

IV. とはいえ民営化や規制緩和は政府の行うべき分野と、民間が担うべき境界の部分の見直しとして捉えられる。民営化や規制緩和は民間システムで出来る分野からの政府の後退と政府が本来行うべき分野への政府の勢力集中を可能にするもので、21世紀システムの形成に向けての重要なステップと考えられる。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は80年代以降の諸国の潮流に沿って、民営化政策を高く評価できるとしている。財政事情の悪化や、公企業や特殊法人にありがちな非効率性やサービスの低下にたいしてそういう面があることは確かである。しかし、他方では公企業でないと出来ない、あるいはサービスや財を適切に提供するのが困難な部分があるのではないかと、また、社会的公正・弱者への配慮が大切だとの観点から社会福祉関連、病院・学校・運輸・郵政などの一部でそのような面を考慮できないかとの見方もある。「大きな政府」と「小さな政府」との関係やいかん、「小さな政府」と社会福祉の関係をどう捉えたらよいか、本論文で扱っている80年代以来の政策傾向とあわせて考えねばならない問題もあろう。ところで、公企業はある範囲で必要だとの判断をこの論文はとっているようにみえる。これに対しては民営化をもっと広げても困らぬのではないかとの見方もある。

同様に「公共性」の理論的定義をどうつかむかもさらに掘り下げて研究するとよいという意見もある。考えようによって公共性は広くもなり、狭くもなる。これに対して純粋公共財は財政で準公共財は公企業で、私的財は

私企業でという教科書的な定義は一応可能であるが、本研究によると、現実の公企業はこのような理論的定義によって設立されていない。いずれにせよ、この点の研究はさらに進められるべきであろう。

第一に、本論文は豊富な実証研究に基づいており、しかも、これが極めた複雑多岐・広範にわたり、かつ、なかなか実態が掴みにくい公企業の分野を研究対象にして行われている。日本の三公社の民営化の調査をはじめ、オランダ、オーストラリア、ニュージーランドでの公企業の実地調査が行われており、目下問題になっている特殊法人改革の進捗状況やさらに、郵政事業改革の可能性の総合的研究にも連なっている。全体として研究対象の解明と明確化に成功している。

第二に、本論文は民営化をテーマとした総合研究としては、我国で先駆的な位置を占めている。従来の学説では公共企業の定義において公的所有・政府所有が挙げられていた。これから政府所有をはずしたことにより、従来の定義では位置づけが難しかった政府出資がない公企業（国際電電株式会社、JR 各社など）も設立に政府が関与することで公企業であることが明らかにされた。また、電力事業やガス事業が私企業として営まれていても参入規制や料金規制が行われている点で公共企業（従来公益企業といわれてきた）としての性格を持つことがわかる。この研究は公共企業に対する政策を整理する際に、単に経済的側面だけでなく、社会的な構造変化や政治的な環境変化を取り込む「社会システム論」的な手法を用いている点でも特質が認められる。あわせて90年代に入ってから民営化の集大成的特殊法人改革が骨抜きとあってよい状態になっていることも明らかにされている。上記のような多くの点で本論文は先駆的で、かつ総合性・継続性と注目される独創性を有していると判断される。（各種の学会賞も受賞している）。

よって、著者は博士（経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。